

景観重点地区（足利学校・鑿阿寺周辺地区）の届出制度の開始について

足利市 都市建設部 都市計画課 0284-20-2167

1 趣旨

足利学校・鑿阿寺周辺地区においては、重点的に良好な都市景観の形成及び誘導が必要な地区として、平成 29（2017）年 9 月に地元関係者で構成する「まちなみづくり協議会」を組織し、景観重点地区の指定に向けて協議を重ねてきました。その後、平成 31（2019）年 2 月 1 日付けで、当該地区を足利市景観条例第 4 条第 1 項の規定に基づく景観重点地区に指定し、併せて足利市景観条例の一部改正も行ったところです。

また、当該地区を景観重点地区に指定するに当たり、歴史的な都市景観の保全及び更なる魅力的な都市景観の形成を目的として、新たな景観形成基準を設けました。更に、その内容をより分かりやすく、かつ、具体的に解説した「足利市景観形成ガイドライン」を作成したところです。

そこで、令和元（2019）年 10 月 1 日から、景観法第 16 条第 1 項及び第 2 項並びに足利市景観条例第 4 条の 2 の規定に基づき、当該地区内における全ての建築行為等について、届出制度を開始することから、今後、「足利市景観形成ガイドライン」を適切に活用しながら、適宜、協議、指導や助言に努めてまいります。

2 景観重点地区の区域



- (1) 景観重点地区の名称
足利学校・鑿阿寺周辺地区
- (2) 景観重点地区の面積
約 32 ヘクタール

3 景観重点地区における届出制度

これまでは、市内全域を対象に、足利市景観条例第5条に規定された一定規模以上の建築物及び工作物の新築等並びに開発行為を行う場合に限り届出を必要としていました。

今回、足利学校・鑿阿寺周辺地区を景観重点地区に指定したことに伴い、足利市景観条例第5条の規定に基づき、当該地区内においては、全ての建築行為等が届出の対象となります。なお、届出制度については、令和元（2019）年11月1日以降に着手する行為を対象とし、令和元（2019）年10月1日から運用を開始いたします。

4 足利市景観計画及び足利市景観形成ガイドライン

別冊のとおり

5 今後の予定

令和元（2019）年 9月	あしかがみ及びホームページ等で周知 景観形成ガイドライン（概要版）の配布
10月 1日	足利市景観条例施行、届出制度の運用開始